

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊地第405号

令和元年10月4日

日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドラインの改正に伴う警察における対応について（通達）

現在、アメリカ合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）が使用する日本国内の施設・区域外において、合衆国軍用航空機が墜落し、又は着陸を余儀なくされた場合には、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」（平成17年4月1日付け日米合同委員会了承。以下「ガイドライン」という。）に基づき、警察を含む日米両当局が共同して必要な対応に当たることとされている。

本県におけるガイドライン適用対象事故の発生に際しては、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドラインの運用について（通達）」（平成29年12月20日付け熊地第621号）（以下「本県通達」という。）に基づき対処しているところ、平成29年10月、沖縄県国頭郡東村高江で合衆国軍隊ヘリコプターの事故が発生し、その対応の中で明らかとなった実務上の課題も踏まえ、日米両当局において協議が行われてきた結果、日米合同委員会がガイドラインの一部改正について了承するに至った。

改正されたガイドライン（別添。以下「新ガイドライン」という。）の概要、ガイドラインの改正に伴う警察における対応等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記本県通達は、本通達をもって廃止する。

記

1 新ガイドラインの概要

(1) 適用対象となる事故（新ガイドライン1．関係）

ガイドラインが適用される米軍の「航空機が墜落し又は着陸を余儀なくされた際」とは、従前のとおり、「意図した目的地以外の場所に着陸せざるを得ない場合」（新ガイドライン3．参照）全般を含む。したがって、例えば、計器類に異常が表示されたことなどによる予防的な着陸についても、下記(3)の相互通報の手続を含む新ガイドラインに基づく規定が適用されることとなる。

(2) 事故現場の規制における基本方針（新ガイドライン3．(1)関係）

合衆国軍用航空機の事故が発生した場合、従前のとおり、日米両当局は、許可のない者が事故現場の至近に立ち入ることを制限するため、共同して必要な規制を行うこととされている。

(3) 事故発生時における日米間の相互通報（新ガイドライン4．(1)関係）

日米両当局は、事故が発生した場合、航空機の種類及び乗員数、事故の場所等の事故に緊急に対応する上で必要となる情報を相互に通報することとされている。さらに新ガイドラインにおいては、日米両当局の連絡担当者の電話番号

等の関連情報を定期的に更新するなど、通報の実効性の確保に努めることとされたほか、有害物質に係る情報は、事故発生後、可能な限り速やかに日本国政府の当局に提供されることとされた。

(4) 現場責任者（新ガイドライン4. (2), (3)関係）

日本側においては、従前のおり、事故発生場所を管轄する警察署長又はその代理、消防署長等が、警察・消防等それぞれの担当業務における現場責任者となり、事故への対応に当たることとされている。他方、米国側においては、当初は事故機搭乗の指揮官等が、次に緊急対応を担当する合衆国軍隊関係者等が、調査チーム設置後は合衆国軍隊航空機事故調査官が、順次現場責任者になるとされている。

なお、現場責任者は、可能な限り速やかに、相手側の責任者に自らが現場責任者であることを知らせることとされている。

(5) 救助活動（新ガイドライン4. (4)関係）

負傷者の救助は最も重要であることに鑑み、日米両当局は、医療及び消防・救助関係者が事故現場に直ちに立ち入ることを許可することとされている。

(6) 事故現場への立入制限区域及び期間の設定（新ガイドライン4. (5)関係）

立入りが制限されるべき事故現場の区域は、負傷者の救助、消火活動、二次災害の防止、機密漏洩防止、証拠保全、見物人の整理等の諸要件を考慮しつつ、日米両当局の共通の理解の下に設定されるが、その区域は可能な限り小さくするほか、制限の期間も可能な限り短くすることとされている。

(7) 立入規制の実施方法（新ガイドライン4. (6), (7)関係）

日米両当局のうち、最初に事故現場に到着した当局が、一次的に立入規制や現場保存に当たる。両当局の現場到着後は、上記(2)の基本方針の下、安全性の観点から立ち入るべきではない距離により決定される事故現場至近の「内周規制線」及び見物人等の安全と交通の円滑を図るための「外周規制線」を設定し、事故現場への立入規制を行うこととなる。さらに新ガイドラインにおいては、機体の残骸の撤去に当たって、米国側は、状況に応じて地方防衛局を通じて土地所有者と調整を行うこととされた。

ア 内周規制線の管理

- 内周規制線は日米両当局が共同で管理し、特別の場合を除き、日米両当局の要員を配置することとされている。
- 内周規制線内への立入りは、内周規制線上に1箇所のみ設けられる立入規制点（Entry Control Point, [ECP]）において行われ、その他の場所からの内周規制線内への立入りは認められないとされている。
- 内周規制線内への立入りは、立入りを明らかに必要とし、責任を有する者に限定され、日米両当局相互の同意に基づき許可される。立入りの要請は、合衆国軍隊関係者については米国側に、それ以外の者については日本側にそれぞれ付託されるほか、その諾否はそれぞれの当局から通知されるよう努めることとされている。
- 合衆国軍隊財産である事故機体、部品等に対する管理は米側が行うこと

とされている。

イ 外周規制線の管理（見物人等の整理）

- 外周規制線は日本側が設定し、立入規制の責任を負うとされており、事故現場周辺の警備、交通規制等は、日本側において所要の要員を配置し、これに当たることとされている。
- 見物人等の整理も日本側が行うこととされているが、日本側が到着するまでの間や、日本側からの要請がある場合は、米国側もこれを行うことができることとされている。
- 米国側から、報道関係者等による事故現場の写真・ビデオ撮影の中止を求める要請があった場合は、日本側が報道関係者等に米国側の要請を伝えることとされている。

(8) 広報の実施（新ガイドライン5．関係）

日米両当局においては、合衆国軍用航空機に関連する事故に伴う広報対応の重要性に鑑み、従前のおり、日米両当局が必要な調整を行いながら、記者説明、対外公表等の広報を行うこととされている。

(9) 訓練及び会合の実施（新ガイドライン6．関係）

日米両当局は、事故発生時に迅速かつ的確にガイドラインを実施するため、従前のおり、定期的に訓練を実施するとともに年1回以上の頻度により会合を持つこととされている。また、実施の詳細については現地レベルでの調整によるとされている。

2 ガイドラインの改正に伴う警察における対応

(1) 事故発生時の措置

ア 迅速な現場臨場による的確な初動対応

警察署等において事故の発生を認知した場合は、現場責任者となる警察署長等は、直ちに現場臨場し、二次災害の危険性も含め、事態の把握を的確に行うとともに、迅速に負傷者の救助、避難誘導等に当たること。

イ 警備実施体制の早期確立

事故の規模、米国当局の臨場状況等に応じて、管轄警察署はもとより、警察本部、隣接警察署、機動隊等からも十分な人員を事故現場に迅速に投入し、制服警察官による警備体制を構築するとともに、米国当局と円滑な情報交換を行うことができるようにするため、通訳人の臨場についても配慮すること。

また、米国当局が事故現場に先着した場合であっても、規制線の設定や要員配置等、新ガイドラインに従った措置を早急に講じること。

ウ 日米両関係機関間における緊密な情報交換と連携

事故現場においては、米国当局の現場責任者を特定するとともに、日米両当局の現場責任者が中心となって、米国及び日本の関係機関相互で事故に関する情報の交換と共有を十分に行うなどし、相互に緊密な連携を保ちながら事故の対処に当たること。

エ 調査・捜査のための立入りの実施

新ガイドラインにおいては、死傷者の移送、有害物質の確認、事故調査の

ための証拠保全等のために、早期かつ迅速な内周規制線内への立入りが行われることとされた。そこで、調査・捜査のために警察官等が立ち入る必要がある場合には、米国側の同意を得るため、管轄警察署長等の現場責任者は、地方防衛局等の関係機関と連携の上、米国側の現場責任者に対し、立入りをを行う警察官等を速やかに伝達すること。

オ 日本側による見物人等への適切な対応

事故現場においては、見物人等への対応は日本側が行うことを基本とし、合衆国軍隊関係者と見物人等が相対することによる無用の摩擦が生じないように努めること。

なお、ガイドラインの4.(7)にある米国側からの事故現場での撮影中止の要請は日本側が報道関係者等に伝えるとの規定(前記1(7)イ参照)等は、このような趣旨によるものである。

(2) 平常時の措置

ア 新ガイドラインの周知徹底

新ガイドラインの対象となる事故は、県内各地で発生し得ることを念頭に置き、本部関係各部門及び各警察署に対して新ガイドラインの内容について周知徹底を図り、警察としての対応に遺漏がないようにすること。

イ 関係機関との相互連携及び連絡体制確保

本部地域課を含めた本部主管課は、新ガイドラインの対象となる事故の発生の際に、迅速かつ的確に対応するため、平素における消防、防衛施設局等関係機関との相互連携及び連絡体制確保に努めること。

3 報告

新ガイドラインの対象となる事故の発生を認知した場合は、予防的な着陸等も含め、本部通信指令課(110番センター)へ直ちに報告するとともに、本部地域課へも即報すること。

日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での 合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン

平成17年4月1日:策定

令和元年7月25日:改正

1. 目 的

日本国内で、合衆国軍隊が使用する施設・区域（以下「米軍施設・区域」という。）の外において航空機が墜落し又は着陸を余儀なくされた際に適用される方針及び手続を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、日本国政府及び都道府県その他の地方当局のすべての機関及び職員に適用される。本ガイドラインは、米軍施設・区域のすべての合衆国軍隊部隊並びに日米地位協定第1条及び第14条に規定するすべての者に適用される。本ガイドラインは、米軍施設・区域外での合衆国軍用航空機事故の調査に関する管轄権又は責任に係る既存の日米合同委員会合意に影響を与えない。

3. 一般の方針

航空機は、意図した目的地以外の場所に着陸せざるを得ない場合がある。このような場合、特に、航空機が墜落した場合又は負傷者を伴う場合には、すべての関係する機関が、関連の規則と役割を理解していることが必要である。被害者の救助に関する地方の機関又は当局の間では、相互の緊密な連携及び調整が不可欠である。合衆国軍用航空機が着陸を余儀なくされた場合には、本ガイドラインの4(1)に規定する日本国の当局への通報が行われるとともに、時宜により本ガイドラインに規定する他の必要な手続がとられる。

- (1) 合衆国軍用航空機が日本国内で米軍施設・区域の外にある公有又は私有の財産に墜落し又は着陸を余儀なくされた場合には、合衆国軍隊の然るべき代表者は、必要な救助・復旧作業を行う又は合衆国財産を保護するために、日本国政府の職員又は他の権限ある者から事前の承認なくして、当該公有又は私有の財産に立ち入ることが許される。ただし、当該財産に対し不必要な損害を与えないよう最善の努力が払われなければならない。日本国政府の当局及び合衆国軍隊の当局は、墜落

現場又は余儀なくされた着陸の現場において、許可のない者が事故現場の至近に立ち入ることを制限するため、共同して必要な規制を行う。

- (2) 合衆国軍用航空機が日本国内で米軍施設・区域の外にある公有又は私有の財産に墜落し又は着陸を余儀なくされた場合において、事故現場を行政上管轄する地方当局は、救助、応急医療、避難、消火及び警察の業務を含む必要な業務を適宜行う。

4. 手続

(1) 通 報

現地レベルでは、日米間の双方向の通報制度が活用され、これによって、米軍施設・区域と、地方防衛局、警察及び消防、並びに日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁との間で、米軍施設・区域外での航空機の墜落又は余儀なくされた着陸に関する緊急情報を交換することが可能となる。日本国政府の当局及び合衆国軍隊の当局は、連絡担当者の電話番号を含む関連情報を定期的に更新することによって、通報の実効性の確保に努める。事故への対応に関係する場合は、次の情報が判明し次第提供される。

(イ) 航空機の種類及び乗員数

(ロ) 事故の場所（詳細な情報がしばしば現地の住民から提供される。）

(ハ) 搭載燃料の概算量

(ニ) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する情報（特に、有害物質に係る情報は、事故発生後、可能な限り速やかに日本国の当局に提供される。）

(ホ) 被害者の数、国籍及び状態

(ヘ) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報

- (2) 航空機が米軍施設・区域の外に着陸した場合、責任を有する職員は以下のとおりである。

(イ) 日本国政府

警察業務について、現地警察署長若しくは現地警察署長に指名された代理、又は日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁の代表者。消火及び救助活動について、現地消防本部の消防長若しくは消防長に指名された代理、又は日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁の代表者。

(ロ) 合衆国軍隊

以下の者のうち、現地への到着順とする。

- (a) 墜落機又は着陸を余儀なくされた航空機に搭乗していた指揮官又は幹部であって、職務の遂行が不能となっていない者。
- (b) 緊急対応を担当する合衆国軍隊の要員又は米側の消防幹部（初動の現場指揮官として指名された場合）
- (c) 初動の対応が終了し、調査チームが組織された後にあっては、合衆国軍隊航空機事故調査官

(3) それぞれの責任を有する職員は、他方の国の責任を有する職員に対し、可能な限り早い時点で、自らの身分を知らせる。

(4) 救助活動

乗務員、乗客及び地上で負傷した人の救助が最重要であることから、日本国政府及び合衆国軍隊の責任を有する職員は、医療要員並びに消防及び救助の装備及び要員が事故現場に直ちに立ち入ることを許可する。

(5) 事故現場への立入制限

立入りが制限されるべき事故現場の区域及び立入制限の期間に関して、日本国政府及び合衆国軍隊の責任を有する職員の間で、共通の理解に到達する。このような共通の決定に至るに当たっては、次の要件が考慮される。

(イ) 死傷者の移送

(ロ) 消防その他の安全のためにとられる措置

(ハ) 二次災害をもたらす有害物質の確認、及び、当該物質が存在する場合には、観測を円滑にし、汚染の拡大を防止するための汚染管理能力の確立

(ニ) 機密の装備又は資材に係る機密漏洩防止

(ホ) 航空機事故調査及び請求調査のための証拠保全

(ヘ) 見物人等の整理

(ト) 合衆国の財産及び他の公有又は私有の財産の保護の確保

(チ) 公衆及び合衆国軍隊の利益に最大限かなうこと

(リ) 上記(ニ)、(ホ)及び(ト)の要件が満たされた後、可能な限り早期に残骸を撤去すること。機体の残骸の除去がその下にある財産の状態に重大かつ悪い影響を与える可能性がある場合には、合衆国軍隊は、状況により他の対応が必要な場合を除き、地方防衛局経由で土地所有者と調整を行う。

(ヌ) 状況を考慮しつつ、また、常識的な原則を用いて、事故現場を可能

な限り小さく設定し、かつ、制限の期間を可能な限り短くすること

(6) 事故現場の立入規制

最初に救助に対応する組織は、当初、現場への立入規制を行い、救助及び消火活動と両立可能な範囲で、事故調査チームが任務を果たすことが可能となるよう事故現場の保全を行う。現場管理・立入規制は、通常二つの規制線を伴う。第一は、安全性の観点から立ち入るべきではない距離に従って決定される、事故現場至近周辺の「内周規制線」であり、第二は、見物人の安全を確保し、かつ、円滑な交通の流れを促進するために設けられる「外周規制線」である（内周規制線の内側の区域を制限区域、外周規制線の内側の区域を規制区域という。）。日本国の法執行当局は、現場に到着次第、外周規制線を設定し、立入規制の責任を負う。内周規制線には、特別の場合を除き、日米共同で人員が配置される。内周規制線の制限区域への立入りは、合衆国及び日本国の責任を有する職員の相互の同意に基づき行われる。合衆国側は、全ての残骸、部分品、部品及び残渣物に対して、管理を保持し、資格を有する者のみに合衆国の機密の装備又は資材へのアクセスが付与されることを確保する責任を有する。

(i) 内周規制線には、制限区域への立入りを取り扱うため、立入規制点（Entry Control Point；以下「ECP」という。）が一カ所設けられる。その他の地点からの制限区域への立入りは認められない。内周規制線に配置されるすべての人員は、ECPの場所につき説明を受け、ECP以外の地点で立入りを要請してきた者に対し、ECPに赴きそれぞれ日本国政府又は合衆国の責任を有する職員と連絡をとるよう案内する。日本国政府及び合衆国の責任を有する職員は、ECPに配置され、立入要請の処理及び調整を行う。立入規制の責任については以下のとおりとする。

(ii) 合衆国及び日本国の当局は、上記4．（6）に従って、立入規制の任務の遂行に当たって緊密に調整する。一般的に、内周規制線／制限区域への立入りは、立入りを明らかに必要とし、責任を有する者に限定される。上記4．（5）で記載された要件に関連して迅速かつ早期の立入りが行われ、有害物質の観測を含む事故現場における影響の軽減、航空機事故調査、又は請求調査に関連した責任を有する合衆国政府と日本政府の確認された代表者が優先される。

合衆国軍隊関係者以外の者の立入許可のための要請は、日本国の責任を有する職員又はその代理に付託され、合衆国軍隊関係者による要請は、合衆国の責任を有する職員又はその代理に付託される。立入り

を要請する日本国又は合衆国の者は、可能な場合には、その者の属する国の政府の職員から当該要請の諾否を通知される。

(ハ)現場警備のため配属される合衆国軍隊の要員は、制限区域の範囲、見物人等への対応に当たっての外交的配慮と臨機応変な対応の必要性、立入要請を行う合衆国軍隊関係者が要請を付託すべき合衆国軍隊の職員の氏名及び配置場所、並びに立入要請を行う合衆国軍隊関係者以外の者が要請を付託すべき日本国政府の職員の氏名及び配置場所について、徹底した説明を受ける。この説明においては、日本国政府の当局が合衆国軍隊関係者以外のすべての者を規制する責任を有すること、及びそのような日本国政府の職員を通じて業務を行うことの重要性が強調される。

(ニ)合衆国の当局、日本国政府の当局、又は地方当局が環境調査を実施する場合、その結果は日米合同委員会の枠組みにおいて、合衆国政府と日本国政府の間で共有される。

(7)見物人等の整理

(イ)日本国の警察又は海上保安庁の職員は、事故現場又はその近傍にいる見物人等を整理する。これらの日本国政府の当局が到着するまでの間は、合衆国軍隊の要員が、その権限の範囲内で、当該見物人等を整理することができる。

(ロ)日本国の警察又は海上保安庁の職員がいる場合、合衆国軍隊の要員は、要請があるときは、見物人等の整理につき、これらの日本国政府の職員を支援することができる。

(ハ)合衆国の当局から日本国の当局に対して写真が撮影されないよう要請がある場合は、日本国の当局は、現場の写真撮影（ビデオ撮影を含む）を行おうとする報道関係者その他の者に対し事情の説明を行った上で、いかなる強制手段も用いることなく（ただし、日本国の法律によって認められる場合は、この限りでない。）、撮影の中止に係る合衆国の当局の要請を伝達する。

5. 広報

報道関係者と政府職員との間の効果的な連絡を確立することは、これらの種類の事故の際に極めて重要である。日本国政府及び合衆国の責任を有する職員は、記者説明、対外公表等の実施に当たって調整する。この調整には、取材場所や共同情報掲示板の設定その他同様の活動が含まれ得る。

6. 訓練及び会合

合衆国及び日本国の関係する当局及び人員は、事故の際に迅速かつ的確に本ガイドラインを実施するため、定期的に訓練を行う。合衆国及び日本

国の関係する当局及び人員は、相互の連絡を保つため、少なくとも年一回会合を持つ。詳細は現地レベルで調整される。

(了)